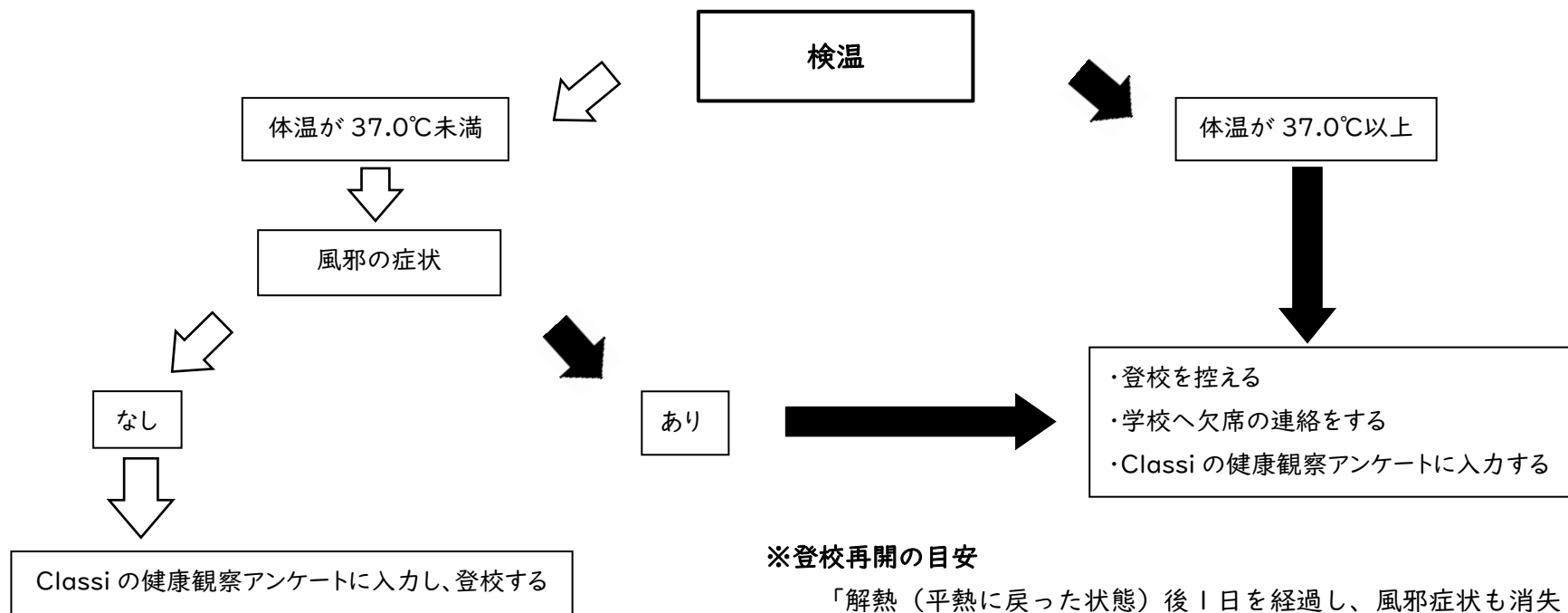


学校の感染症への対応について(1) 毎日の健康観察

【健康観察】 健康観察の結果、37.0℃以上の発熱や風邪症状がある場合には登校を控える



※登校再開の目安

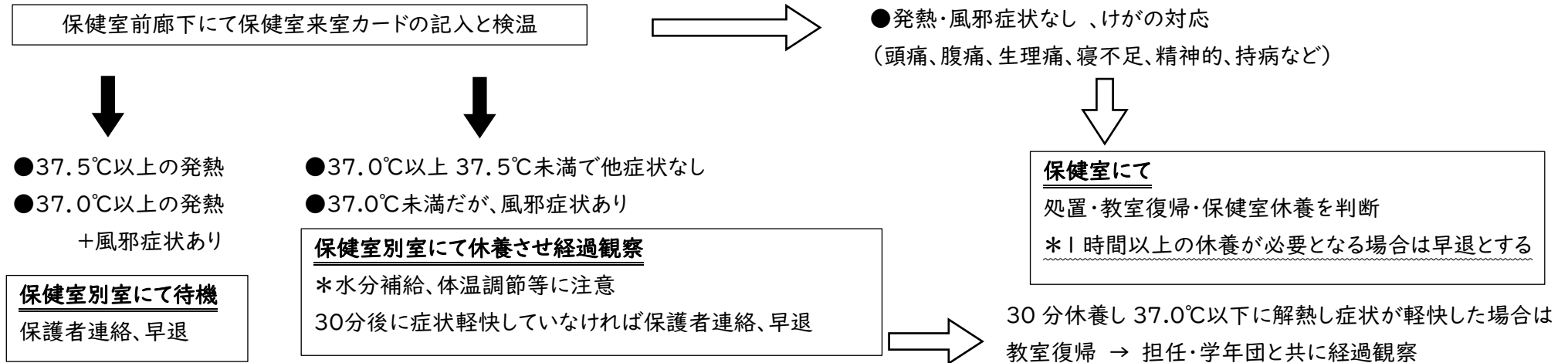
「解熱（平熱に戻った状態）後1日を経過し、風邪症状も消失している状態」

【登校後の流れ】

- ・正門前に立て看板を設置し、「朝、検温せずに登校した生徒は保健室へ行くこと」を指示 → 保健室にて養護教諭が対応する
- ・登校後の手洗い指導。待つときは足元のテープを目安に間隔をあけることも併せて指導する。
- ・朝礼時に健康観察アンケートの入力忘れがないか担任から確認。入力忘れがあればすぐに入力するよう指導する。
- ・入力できない状況の場合は健康観察表に記入させ回収する。
- ・登校後に体調不良がある生徒は保健室へ行くよう指導する。

学校の感染症への対応について(2) 登校後の発熱や体調不良

【体調不良者への対応】



〈注意〉

・保健室前の廊下をスクリーニング場所とするので、保健室来室者が多い場合は、間隔をあけて待つよう指示する。

学校の感染症への対応について(3) 新型コロナウイルス関連情報

*下線部をクリックしてください。

- 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止についての届は[こちら\(学校 HP\)](#)
- 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓ロ一覽(兵庫県 HP)
- 感染予防や医療相談に関する一般の方向け Q&A・その他の Q&A(厚生労働省 HP)
- 新型コロナウイルス 接触確認アプリの概要や Q&A(厚生労働省 HP)

学校の感染症への対応について(4) 学校運営ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症 学校運営モデル(松蔭)」(2021年8月20日改訂版)

| 状況や行政機関からの要請など | 本校の学校運営フェーズ | 学校活動の内容 |
|---|--------------|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○政府や県の通達による一斉休校 ○生徒・教職員の感染・罹患 ○校内クラスター発生 | 休校(一斉・全校・一部) | 自宅学習・オンライン在宅学習 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○「緊急事態宣言」発令 ○政府や県の通達による教育活動制限の措置 ○地域に感染の急激な拡大が見られ、登下校を含む学校活動全般において嚴重な警戒を要する | レベル3 | 時差登校 短縮授業 *昼食なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ○地域に感染拡大が見られ、特に濃厚接触となる可能性が高い時間帯(昼食時、部活動等)を通じた校内クラスター発生に警戒を要する | レベル2 | 一斉授業 時差登校 短縮授業 *昼食は状況に応じて判断 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症に注意を要する | レベル1 | 一斉授業 通常登校または時差登校 *昼食あり |
| <ul style="list-style-type: none"> ○他の感染症同様に注意を要する | 通常運営 | 通常の学校活動 (流行時期にはマスク着用等の感染対策) |

○ 2021年8月20日時点で、学校運営フェーズ「レベル2」から「レベル3」への移行期として学校活動を行っています。

学校の感染症への対応について(5) 学校関係者の感染・罹患

感染・罹患が確認された場合の対処の目処について

<学校関係者の感染・罹患判明時点～第2日または第3日めまでの学校対応>

○ただちに管理職による協議、判断により一次対応を行う。

＊一次対応:授業時間帯など在校中の場合、緊急下校。その他の場合、自宅待機指示。その他指示、連絡も含めて保護者連絡第1報(メルポコ)を配信する。

○校内「感染症対策連絡会議」または「校務運営会議」を招集し、感染した学校関係者の状況を確認し、感染拡大防止のための一次措置を講じる。

○保健所の指導にもとづき、学校関係者の感染症に係る対応を実施する。また、事後の学校運営の見通しについて検討する。

＊感染、罹患状況の確認と濃厚接触状況の調査と特定。休校、学年閉鎖、学級閉鎖、自宅待機等の措置の判断と期間の調整、確認など。

＊二次、三次感染の防止(校内消毒とその後の感染対策)と、感染者とその家族の個人情報ならびに人権尊重を最優先事項とする。

＊関係機関、校医との協議のうえ、必要に応じて近隣学校園等への連絡、注意喚起などを行う。

＊学校関係者の家族に罹患・感染が判明した場合、状況により自宅待機を指示する場合がある。

○教職員は、校内または在宅勤務により、自宅学習や「オンライン在宅学習」の準備を開始する。必要な場合、ICT 端末機材の貸出準備をする。

○保護者連絡第2報(メルポコ)配信および生徒へのClassi配信(状況と今後の見通し、学習課題その他)

<第4日～第14日の学校対応(状況に応じて判断)>

○長期にわたる臨時休校となった場合、「オンライン在宅学習」実施。

○自宅待機となった生徒への学習および心理ケア実施。

○「感染症対策連絡会議」または「校務運営会議」は、感染状況について情報収集を行い、授業再開にかかる課題(感染防止策にかかる学校運営、心のケア等)を確認する。また、保健所への連絡、相談と関係機関、校医との協議を継続し、適切に対処できるようにする。

<授業再開後の動き>

○登校を再開し、感染防止策を徹底して学校運営を継続する。

○万一、休校が長期化する場合(一斉休校や緊急事態宣言発令など)には、「オンライン在宅学習」を継続して実施する。その場合には、必要に応じて登校日を設定する。